

市指定ごみ袋の導入及び分別区分の 変更についての基本方針（案）

令和 7 年 9 月

結 城 市

目次

はじめに	1
1. ごみ処理の現状	2
(1) ごみ処理の概要	2
① 環境センターの状況	2
② 環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良工事	2
③ 環境センターの稼働限界	2
(2) 結城市の一般廃棄物収集量の推移	3
① 可燃ごみ(もやししかないごみ)の収集量の推移	3
② 不燃ごみ(もやせないごみ)の収集量の推移	3
③ 粗大ごみ収集量の推移	4
④ 資源物収集量の推移	4
(3) 国、県の減量化の動向	5
(4) ごみ処理の課題	6
(5) 集積所の現状	8
(6) 不燃ごみ収集運搬中に起きた火災	9
2. 指定ごみ袋の導入について	10
(1) 指定ごみ袋とは	10
① 県内の指定ごみ袋の導入状況	10
② 指定ごみ袋の種類	10
(2) 指定袋の価格	11
(3) ごみの名称を変更	11
(4) 制度の実施時期	12
(5) 指定ごみ袋のメリット	12
① ごみの減量化と再資源化の促進	12
② 不適切なごみの排出防止	12
③ ごみ処理経費の削減	12
(6) 対象となるごみの種類	12
(7) 指定ごみ袋の仕様	13
① 袋の色及び文字	13
② 容量	13
③ 形状	13
④ 材質	13
(8) 表示内容	13
(9) 指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱い	15
(10) 指定ごみ袋の除外品目	15

3. プラスチック資源の分別収集について	16
(1) 現状	16
(2) 現在の出し方	16
(3) プラスチック資源の分別収集	17
① プラスチック資源の対象品目	18
② プラスチック資源の収集回数等	18
③ 集積所への出し方	19
4. 蓄電池等の分別収集について	21
(1) 蓄電池等が原因の事故	21
(2) 市の方針	21
(3) 蓄電池等の出し方	22
① 蓄電池等として出せるもの	22
② 収集日	23
③ 蓄電池等に出せないもの	23
5. 制度導入にあたっての周知と啓発	24
(1) 住民への周知と啓発活動	24
参考：結城市廃棄物減量等推進審議会の答申	25

はじめに

近年、地球規模で問題となっている海洋プラスチックごみや気候変動。こうした問題への関心の高まりを受け、私たちはごみの出し方や資源の利用方法を見直す時期にきています。国も「2050年カーボンニュートラル」の実現を掲げ、ごみ焼却時に発生する温室効果ガスの削減が急務となっています。

本市は、こうした状況に対応するため、2020年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。そして、より持続可能な社会を目指し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むための新たな施策をスタートします。

●背景と目的

①ごみ処理施設の維持

現在、私たちが利用している筑西広域のごみ処理施設は、老朽化が進んでおり、将来的には建て替えや大規模な改修が必要となります。国の補助金制度を活用するためにも、ごみの減量や分別の徹底が不可欠です。

②環境負荷の軽減

プラスチックごみの増加やごみ焼却による温室効果ガスの発生は、地球環境に大きな影響を与えています。この課題を解決するため、プラスチックごみを資源として再利用する仕組みを導入します。

③ごみ収集時の安全確保

近年、ごみ収集車や処理施設での火災事故が多発しています。その原因の多くは、ごみに混入したリチウムイオン電池です。この危険な火災事故を防ぐため、安全な収集方法を導入します。

●新たな取り組み

①指定ごみ袋の導入

市民一人ひとりがごみの減量を意識できるよう、指定ごみ袋を導入します。これにより、ごみ排出量の削減を目指します。

②プラスチック資源の分別収集

プラスチックを資源として分別収集します。これにより、プラスチックごみの再利用を促進し、焼却処分量を減らします。

③蓄電池等の分別回収

リチウムイオン電池等の蓄電池及び蓄電池を使用した製品（以下、「蓄電池等」という。）を分別収集します。これにより、火災事故のリスクを大幅に減らし、安全なごみ処理を実現します。

これらの取り組みは、豊かな未来を次世代に引き継ぐために、私たち一人ひとりができる大切な一歩です。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の概要

本市の一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）は、環境センターの施設で処理しています。

① 環境センターの状況

平成 15 年 3 月 14 日に環境センター・ごみ処理施設並びにリサイクルプラザが建設竣工し、既に 22 年経過しています。

- ・ごみ処理施設（240 t /24 h）
- ・リサイクルプラザ（50 t /5 h）

② 環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良工事

現在、環境センターでは、各施設の延命化及び安定稼働を実現するための大規模な整備・更新としまして、令和 3 年 7 月から令和 8 年 2 月末までの予定で、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を行っています。

全体工事費 約 81 億 3 千万円

- ・ボイラーの伝熱面積の拡大
- ・焼却炉の更新
- ・焼却システム改修及び設備機器の更新



施設稼働時の CO2 排出量が 5%以上減少。

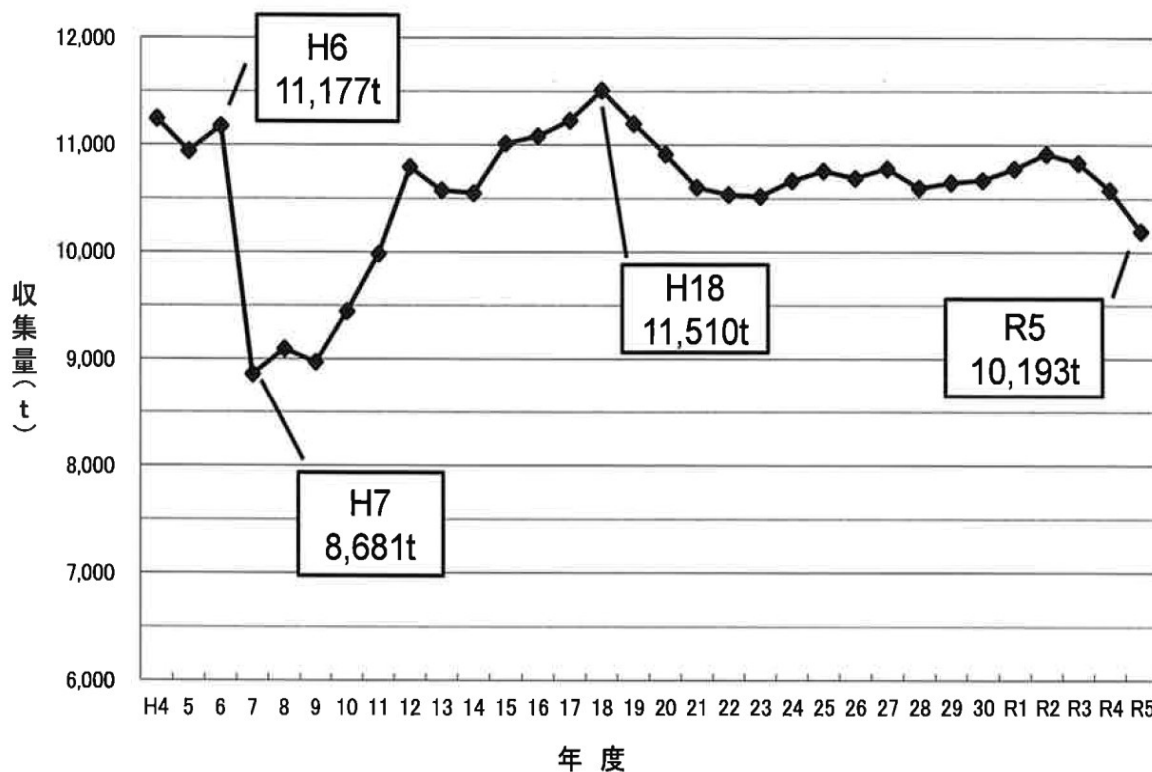
③ 環境センターの稼働限界

環境センターは、平成 15 年度の稼働開始から既に 22 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいることに加え、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事が完了しても、今後 15 年から 20 年程度が稼働の限界と見込まれています。その後は新たな処理施設が必要となり、その建設費用は現時点で数百億円にもなると考えられます。廃棄物処理施設の建設または改良工事などに国の制度を活用するには、「プラスチック資源循環促進法に対応した分別収集を行っていること」が必要となります。

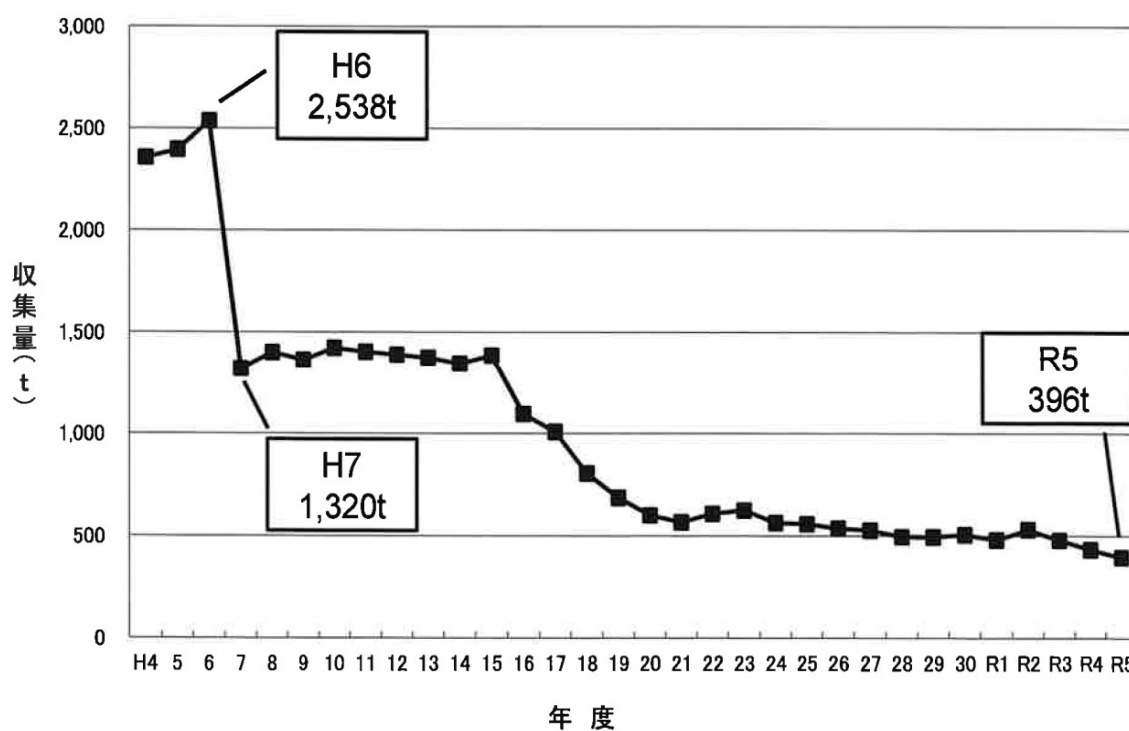
プラスチック資源の分別収集は、ごみの減量化や処理施設の延命化にも有効であることなどを考慮し、筑西広域を構成する結城市、筑西市、桜川市は、令和 8 年 10 月よりプラスチック資源の分別収集を予定しています。

(2) 結城市の一般廃棄物収集量の推移

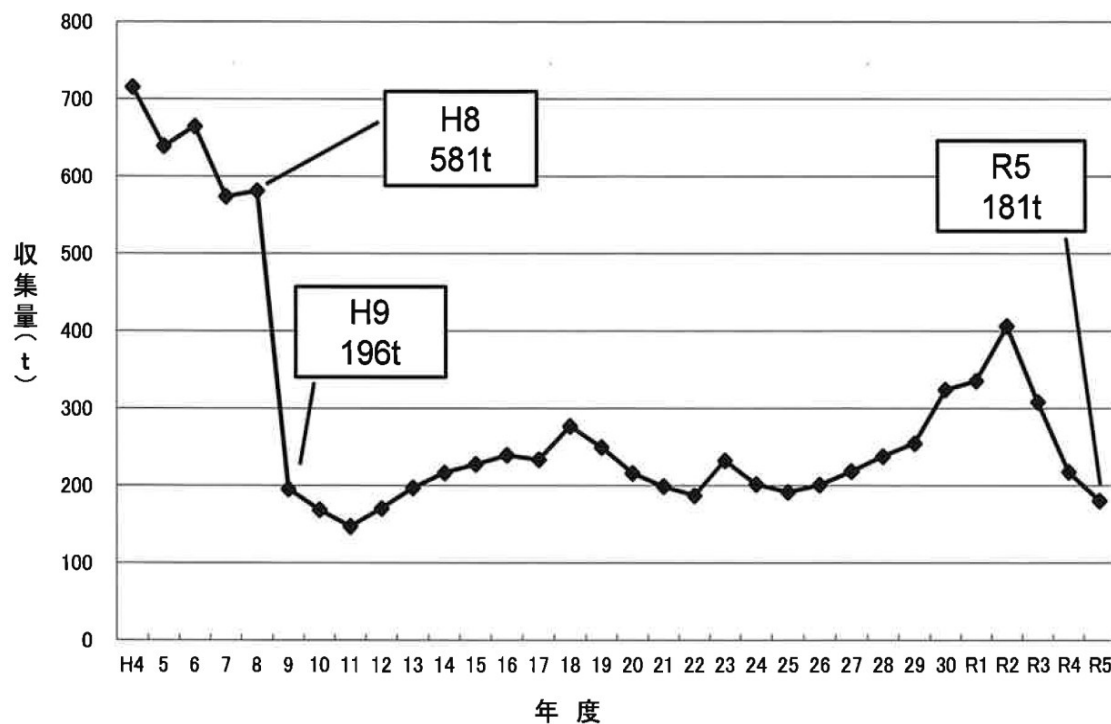
① 可燃ごみ(もやすしかないごみ)の収集量の推移



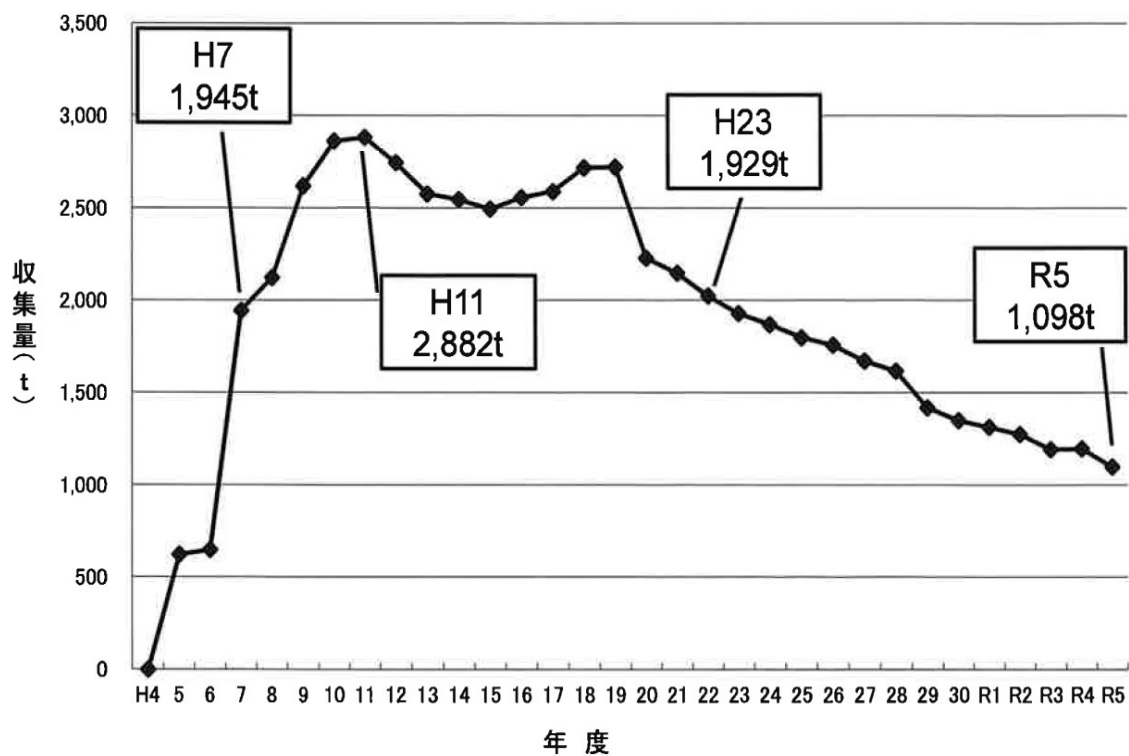
② 不燃ごみ(もやせないごみ)の収集量の推移



③ 粗大ごみ収集量の推移



④ 資源物収集量の推移



(3) 国、県の減量化の動向

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針」において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

さらに、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月）」でも、一般廃棄物の減量化に関する具体的な目標が掲げられています。

また、県でも、令和 3 年 6 月に策定された「第 5 次茨城県廃棄物処理基本計画」において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

国、県の減量化目標等

1. 国の目標：廃棄物処理基本方針（改定 令和 7 年 2 月）	
目標年次	令和 12 年度（2030 年度）
① ごみ総排出量	約 9%削減（令和 4 年度比）
② 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量 ^{※1}	478 g / 人・日
③ 循環利用率	約 26%
④ 最終処分量	約 5%削減（令和 4 年度比）

2. 国の目標：第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月）	
目標年次	令和 12 年度（2030 年度）
① 1 人 1 日当たりごみ焼却量	580 g / 人・日

3. 県の目標：第 5 次茨城県廃棄物処理計画（令和 3 年 6 月）	
目標年次	令和 7 年度（2025 年度）
① ごみ排出量	980 千 t（対前年度比約 1%以上削減）
② ごみ最終処分量	80 千 t 以下（平成 30 年度比 5%以上削減）
③ 1 人 1 日当たりのごみ排出量 ^{※2}	976g/人・日
④ 再生利用率	20%以上

※1 集団回収量、資源等を除く。

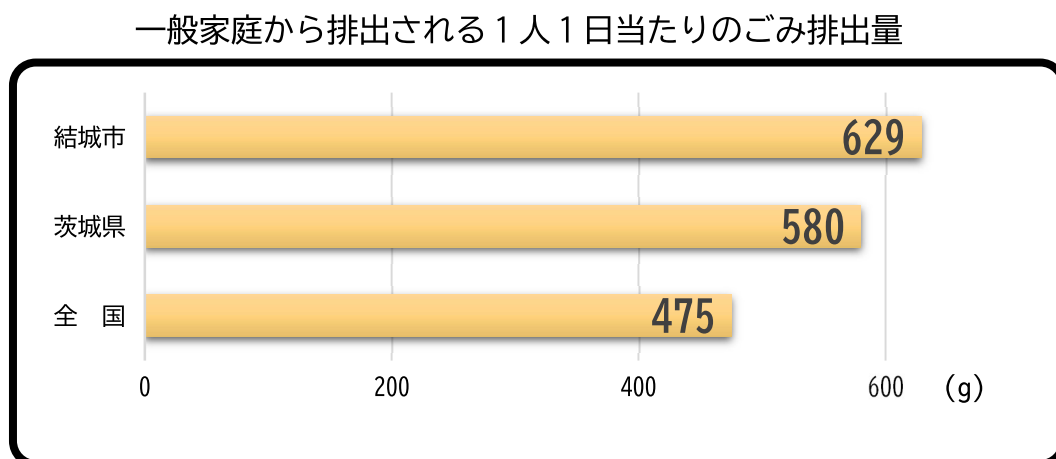
※2 計画収集量、直接搬入量、集団回収を加えた事業系を含む一般廃棄物量。

(4) ごみ処理の課題

ごみの増加と多様化は、環境保全や資源の有効利用において大きな課題となっています。そのため、ごみの減量や再資源化の促進が社会全体で求められています。環境問題の深刻化に伴い、ごみの減量化によるダイオキシン排出規制の強化も重要な課題です。

全国調査である「一般廃棄物実態調査」令和5年度分によると、本市の一人一日あたりのごみ排出量は629gで、これは全国平均の475gや県内平均の580gを大きく上回っています。令和5年6月に変更された国の目標値である478gも超えている状況です。

また、同調査では、茨城県は47都道府県中46位とごみ排出量が多く、その中でも本市は県内44市町村中32位でした。これらの結果から、ごみの排出抑制は本市にとって喫緊の課題と言えます。



令和5年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）結果より

茨城県内のごみ処理概要

市区町村名	指定袋	有料化	1人1日当たりの排出量			
			R4 家庭系ごみ (資源物を除く) (g/人日)	R4 順位	R5 家庭系ごみ (資源物を除く) (g/人日)	R5 順位
全国			496		475	
茨城県			597	45	580	46
土浦市	○	○	468	1	456	1
八千代町	○	○	480	2	458	2
守谷市	○		489	3	462	3
つくばみらい市	○		517	4	490	4
東海村	○	○	527	5	513	5
取手市	○		550	7	527	6
つくば市	○		548	6	530	7
常総市	○	○	553	8	535	8
水戸市	○	○	569	11	546	9
高萩市	○		562	10	551	10
下妻市	○	○	586	15	560	11
牛久市	○		591	16	565	12
小美玉市	○	○	575	13	571	13
行方市	○	○	607	20	572	14
かすみがうら市	○		572	12	574	15
古河市	R8～	R8～	600	18	575	16
茨城町	○	○	582	14	584	17
鉾田市	○		592	17	589	18
潮来市	○	○	613	23	590	19
笠間市	○	○	561	9	591	20
常陸太田市	○	○	606	19	599	21
北茨城市	○	○	674	36	606	22
境町	R8～	R8～	629	27	610	23
神栖市	○		607	21	612	24
坂東市	R8～	R8～	625	25	616	25
常陸大宮市	○	○	625	26	617	26
日立市	○	○	643	30	619	27
石岡市	○		617	24	620	28
桜川市	○		612	22	624	29
筑西市	○		639	29	625	30
龍ヶ崎市	○		655	33	627	31
結城市			635	28	629	32
ひたちなか市	○	○	658	34	637	33
那珂市	○		647	31	637	34
城里町	○	○	648	32	640	35
鹿嶋市	○		667	35	642	36
利根町	○	○	714	41	673	37
阿見町	○		691	38	674	38
大洗町	○	○	732	42	677	39
河内町	○	○	689	37	681	40
太子町	○		702	40	702	41
美浦村	○		696	39	711	42
五霞町	R8～	R8～	779	43	737	43
稲敷市	○		817	44	804	44

令和5年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）結果より

(5) 集積所の現状

本市のごみ袋は、透明又は半透明と指定しておりますが、白色系の袋等の使用も見受けられ、排出時及び収集時において中身の確認が容易にできる状態とは言えず、収集作業の安全確保も困難と言えます。

集積所の状況例（可燃ごみ）



無色・半透明以外の白色の濃い袋が使用されているため、不適正排出されても分かりにくい。

集積所の状況例（不燃ごみ）



無色・半透明以外の白色の濃い袋が使用されているため、不適正排出されても分かりにくい。

不燃ごみ実態調査で確認した不適正排出



乾電池や穴の開いていないスプレー缶（一部、使い切っていない物もある）

（６）不燃ごみ収集運搬中に起きた火災



穴の開いていないスプレー缶や蓄電池等などが原因と考えられます。

2. 指定ごみ袋の導入について

(1) 指定ごみ袋とは

ごみを排出する際に、本市が指定した専用のごみ袋を使用していただく制度です。

① 県内の指定ごみ袋の導入状況

ごみの減量化を目的とした指定ごみ袋は、全国で8割以上の自治体が導入されています。県内でも、44市町村のうち39市町村が既に導入済みで、令和8年度からはさらに4市町が導入を予定するなど、多くの自治体でこの制度が採用されています。

また、指定ごみ袋にごみ処理にかかる費用を上乗せするいわゆる「ごみ有料化」については、県内20市町村が実施しており、令和8年度には4市町追加され、合計24市町村となる見込みです。なお、本市が導入する指定ごみ袋は、「ごみ有料化」ではありません。

② 指定ごみ袋の種類

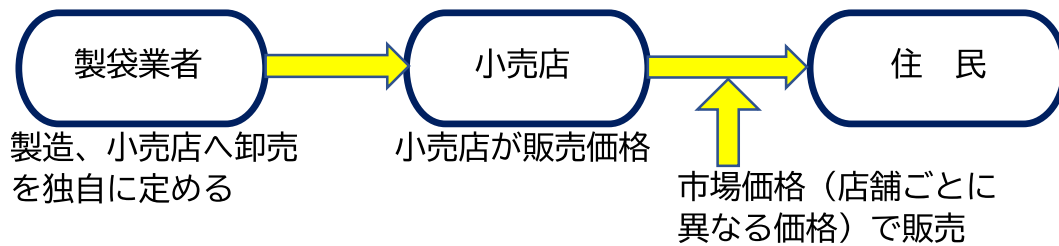
本市が導入を検討している「指定袋」は、ごみ処理にかかる費用を含まないため、市場価格で販売されます。そのため、製造業者や小売店によって販売価格が異なります。

用語の定義と特色

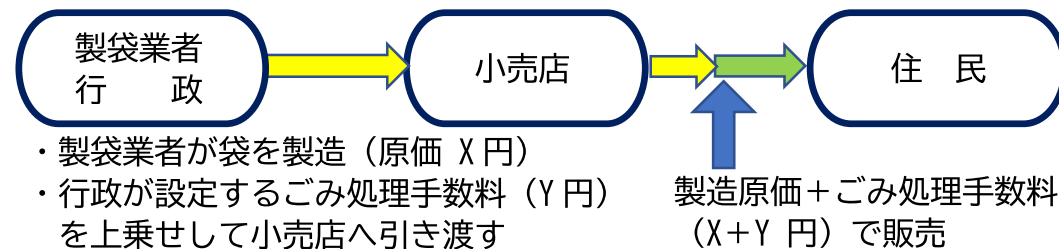
無地袋	・印刷のない袋。 ・色や柄がなく、透明または半透明で中身が見えるごみ袋。 (現在の結城市)
指定袋	・自治体ルールにより袋本体に自治体名など印刷がある袋。 ※袋本体に自治体名の印刷のないものは、「指定袋」としない。
認定袋	・自治体が規格等を決め、製造業者等が作成した袋を認定する袋。 ・製造業者は、自由競争のもと、安価かつ良質で様々な指定ごみ袋を製造、販売。 ・市民はニーズに合った指定ごみ袋を選ぶことができる。 (小山市、筑西市など 本市も導入を予定)
作成袋	・自治体で作成した袋。 ・販売価格が決められているため、小売店が違っても同一価格。 ・袋の価格は、市場価格になる。 (桜川市など)
有料袋	・自治体が負担しているごみ処理に係る費用を市民に負担してもらう制度。 ・一般的に袋の市場価格に市民負担分を上乗せするため、袋の価格が高くなる。 (下妻市、八千代町など、R8からは古河市も導入を予定)

指定ごみ袋の認定袋と有料袋の販売価格の違い

認定袋（袋の価格にごみ処理手数料を上乗せしない）



有料袋（袋にごみ処理手数料を上乗せする）



（２）指定袋の価格

指定袋は袋に印刷をするため、一般的な「無地袋」より高くなりますが、「認定袋」の方式を採用することで、従来のごみ袋と同様、販売店等により販売価格は異なりますが、できる限り指定袋の価格が高くないようにしています。

なお、認定袋の方式を採用している筑西市及び小山市の「指定袋（認定袋）」と同じような「無地袋」の価格差を調査したところ、1枚当たり1円～5円程度でした。仮に袋1枚当たりの価格差が5円とした場合、1回1枚の袋を使用し、ごみ出しを週2回の52週で年間支出を試算すると

$5 \text{ 円} \times 1 \text{ 枚} \times 2 \text{ 回} \times 52 \text{ 週} = 520 \text{ 円}$ ・・・年間で500円程度の負担増になります。

（３）ごみの名称を変更

「可燃ごみ」⇒「もやすしくないごみ」

「不燃ごみ」⇒「もやせないごみ」

この名称は、資源物の分別やごみの発生を抑制してもなお「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現した名称であるからです。

※近隣では、小山市・下野市・野木町などが採用しています。

（４）制度の実施時期

指定ごみ袋の制度は、家庭系ごみに令和８年１０月の導入を予定しています。導入に向けては概ね以下のスケジュールで取り組みます。

令和７年	９月	指定ごみ袋制度の基本方針（案）パブリックコメント
	１２月	指定ごみ袋制度の基本方針決定
令和８年	３月～ ８月	住民説明会等の開催
	１０月	指定ごみ袋販売開始（移行期間）
令和９年	４月	指定ごみ袋制度完全施行

（５）指定ごみ袋のメリット

①ごみの減量化と再資源化の促進

指定ごみ袋の導入は、ごみの分別を促すきっかけとなります。これにより、市民の皆様が日頃からごみの減量化を意識するようになり、結果としてごみの減量や再資源化の促進につながります。

②不適切なごみの排出防止

指定ごみ袋を導入することで、資源物がごみに混ざることを防ぎ、収集作業時の分別確認や安全確保が効率的に行えるようになります。

③ごみ処理経費の削減

可燃ごみの減少と資源物の増加により、ごみ処理にかかる経費の削減が期待されます。

（６）対象となるごみの種類

- 可燃ごみ（もやししかないごみ） ➡ 指定ごみ袋
- 不燃ごみ（もやせないごみ） ➡ 透明袋（レジ袋や半透明の袋は不可）

不燃ごみ（もやせないごみ）は、危険物の混入など、収集作業の安全確保のため、市販の透明袋（無地）に限定します。

(7) 指定ごみ袋の仕様

① 袋の色及び文字

収集時に分別の確認ができ、かつプライバシーの確保にも一定の効果が期待される透明または半透明とし、文字の色は可燃ごみ（もやししかないごみ）の指定ごみ袋であることをイメージしやすいオレンジ色とします。

② 容量

指定ごみ袋は、一般家庭で人数の多い世帯から、単身世帯の住民まで幅広い層が使用し、プラスチック資源物の分別が同時に始まることから、15ℓから 45ℓまでとします。

③形状

しぼりやすいU字型と汎用性・経済性に優れた平型とします。

④材質

ごみ袋の材質として最も一般的なポリエチレンとします。

(8) 表示内容

表示内容については以下のとおりとします。

- 1 ごみの種類「もやししかないごみ」の表示
- 2 「もやししかないごみ」（可燃ごみ）の外国語表記
（英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・
タガログ語・シンハラ語・ポルトガル語・スペイン語・
インドネシア語・ウルドゥ語）
- 3 容量（〇〇ℓ相当）
- 4 任意記入欄
- 5 出し方のルール
- 6 認定番号

※任意記入欄について

地域によっては、排出者名や番号を記載するルールを設けるなど、ごみの減量化や排出ルールの徹底に有効に活用している事例があります。プライバシーの保護などに配慮し、地域でよりよい運用について検討のうえ、利用してください。

認定番号〇〇〇号

〇〇ℓ相当

もやすしかないごみ

Burnable garbage 可燃垃圾 가연 쓰레기 ขยะที่เผาได้ Rác cháy được
Nasusunog na basura දළුස හනි කුණු Lixo incinerável
Basura inflamable Sampah yang bisa dibakar جلنے والا کچرا

○資源になる紙類やプラスチック容器などはこの袋に入れません
No paper, plastic containers, or recyclables in this bag.

○ごみを減らすことに協力してください
Please cooperate in reducing the garbage.

○ごみはきめられた日の朝8:00までに、きめられた場所にだしてください
Dispose of the garbage at the designated site by 8 am on the collection day.



ゆ う き し
結 城 市
Y U K I C i t y

(9) 指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱い

指定ごみ袋制度の開始後は、「もやししかないごみ」を排出する際には指定ごみ袋を使用していただくことになります。

原則として、指定ごみ袋に入っていない「もやししかないごみ」の収集はできません。

なお、環境センターに直接搬入する場合は、指定ごみ袋に入っていないくても、「もやししかないごみ」を搬入できます。

(10) 指定ごみ袋の除外品目

それ以上の分別の余地がない一部の品目について、指定ごみ袋の使用を求める合理性がないことから、以下のとおり除外品目を設けます。これらの品目だけを排出する際は、指定ごみ袋を使用していただく必要はありません。

・ 収集所への排出時 ： 落ち葉、せん定枝、下草など

※上記除外品目であっても、他のごみと併せて排出する場合は指定ごみ袋の使用が必要になります。

3. プラスチック資源の分別収集について

(1) 現状

本市では、平成7年度から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づくプラスチック製容器包装（以下「容リプラ」という。）の一部の分別収集を開始しました。

現在は、資源物の缶類の日に「白色トレイ」と「その他のプラスチック」を分別収集し、令和6年度は14.9tをリサイクル事業所に引き渡しました。

しかし、溶リプラの多くは可燃ごみとして出しています。

●容器包装リサイクル法とは

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で、平成7年6月に制定された法律です。

容器包装リサイクル法の特徴は、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化（リサイクル）するという役割分担を定めていることです。

(2) 現在の出し方

◆生鮮食料品などに使用されていた、発泡された白色のトレイ

- ・「手で簡単に割れる」「楊枝が刺さる」などの白色トレイです。
- ・納豆の容器は、汚れが落ちにくい可燃ごみです。
- ・梱包用発泡スチロール容器などは可燃ごみです。



◆色や柄のついた発泡されたトレイ

- ・「手で簡単に割れる」「楊枝が刺さる」色や柄のついたトレイです。
- ・コンビニ弁当・惣菜・お寿司用トレイなどは可燃ごみです。



◆プラスチック製のカップラーメンの容器

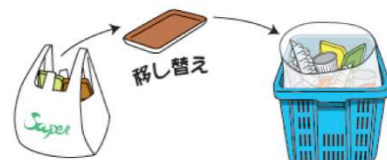
- ・紙製の容器は可燃ごみです。

◆プラスチック製の卵パック

- ・紙製の容器は可燃ごみです。



白色トレイとその他プラスチックは、資源物集積所に用意してある回収用ビニール袋に、それぞれ移し替えてください。



(3) プラスチック資源の分別収集

令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。

この法律により、市は市民と連携しプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラ」という。）の分別収集・再商品化に取り組むことが求められています。

結城市、筑西市、桜川市及び筑西広域環境センターでは、プラスチック資源循環促進法に対応するため、令和8年10月から「容リプラ」と「製品プラ」の分別収集を開始する方針となり、分別の統一ルールを作成することになりました。

●プラスチック資源循環促進法とは

プラスチック資源循環促進法は、3R+Renewable を基本原則として、プラスチック製品の設計から廃棄まで、資源の循環を促進するための法律です。

令和4年4月1日に施行され、プラスチック使用製品の製造、販売、排出、回収、リサイクルの各段階で、事業者、自治体、消費者が連携して取り組むことを求めています。

消費者は、この法律により次の3つについて積極的に取り組むよう努めるものとされています。

- ・製品プラの排出を抑制すること
- ・製品プラをルールに基づいた分別排出すること
- ・認定プラスチック使用製品を使用すること

また、市には、家庭から排出される製品プラの分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずることとされています。

プラスチック資源循環促進法の効果は何ですか？

プラスチック資源循環促進法の施行により、プラスチック廃棄物の削減が図られます。

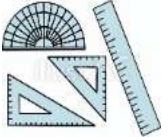
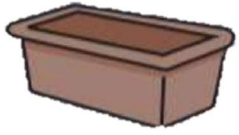
これはリサイクルや再利用の促進によって、プラスチック製品のリサイクルや適切な廃棄により、海洋や水域におけるプラスチック汚染が減少します。

① プラスチック資源の対象品目

【溶りプラの例】

				
ベットのボトルの キャップやラベル	シャンプーボトル や詰替え容器	カップ麺の プラ容器	卵パックや納豆 の容器	お菓子やインスタ ントラーメンの袋
				
小売店の弁当容器	レジ袋	マヨネーズ などの容器	商品ラベル等に「プラ」のリサイ クルマークがあることを確認して ください。	

【製品プラの例】（法令により一辺の長さが 50cm 未満に限ります。）

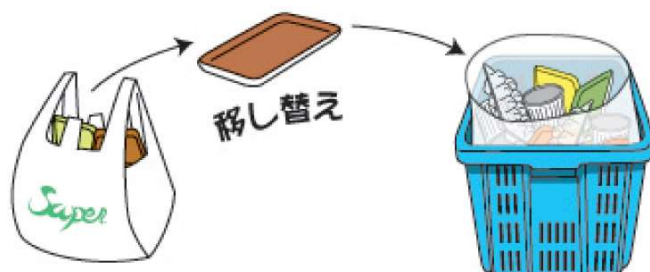
			
プラスチック製の おもちゃ	プラスチック製の くし	プラスチック製の ちりとり	プラスチック製の じょうろやバケツ
			
プラスチック製の 風呂イスや桶	プラスチック製の 分度器や定規	プラスチック製の フォークやスプーン	プラスチック製の 歯ブラシ
			
プラスチック製の プランター	プラスチック製の ストロー	プラスチック製の 保存袋やタッパー	プラスチック製の ハンガー

② プラスチック資源の収集回数等

- ・ 週 1 回 水曜日
- ・ 資源物集積所に 45ℓ程度の透明袋に入れて出してください。

③集積所への出し方

現在の出し方



実際の集積所の状況



- ・自宅から持って言った袋から、集積所にあるポリ袋に移し替える。
- ・白色トレーとその他プラスチックに分ける。



プラスチック資源の出し方（変更後の出し方）

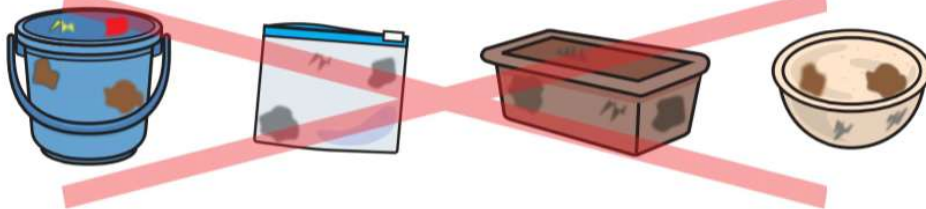


溶リプラと製品プラは、まとめて45ℓ程度の透明袋に入れ、そのまま資源物集積所に出してください。

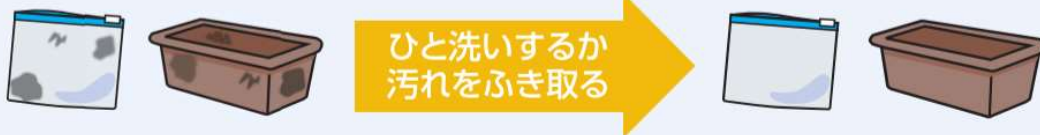


「プラスチック資源」の対象とならないもの

① 汚れのついているもの



ひと洗いするか汚れをふき取れば、**プラスチック資源**として出すことができます
※ 固形物が残らない程度に汚れを取り除いてください



汚れ等はどの程度まで落とせばいいの？



水ですすいだ後は、乾かしてから「プラスチック資源」に出しましょう。

② 小型家電類・発火の危険のあるもの

電源の種類により、小型家電または蓄電池等に出してください。



③ 刃物類



④ ペットボトル

ペットボトルは、「プラスチック資源」としては出せません。資源物の「ペットボトル」に出してください。



4. 蓄電池等の分別収集について

(1) 蓄電池等が原因の事故

蓄電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火の恐れがあります。また、処理工程に混入すると破砕などの際に発火することがあり大変危険です。

このような火災事故等は、令和5年度、全国の市町村において8,500件以上発生しており、作業員が危険にさらされ、処理施設は大きな被害を受けています。



提供：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

(2) 市の方針

令和7年4月、国は安全な処理体制を構築するため、自治体に対し家庭から排出される蓄電池等の回収体制を構築するよう通知しました。

市はこれを受け、令和8年10月から「蓄電池等」として分別収集を実施する方針です。

(3) 蓄電池等の出し方

① 蓄電池等として出せるもの

蓄電池



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

提供：一般社団法人 JBRC

注意：蓄電池を出す場合は、ショートのおそれがあります。必ず絶縁テープで絶縁してください。

蓄電池を使用した製品の内、蓄電池の取り外しが困難なもの

次の例のような製品に蓄電池が使用されていますが、蓄電池を取り外せるものは取り外し、取り外しが困難なものそのまま出してください。

ただし、掃除機を例に挙げると、持ち手やノズルなどを外して、できるだけ50cmを超えないようにしてください。

蓄電池が使用されている製品の例



電動工具



加熱式たばこ



コードレス家電
(充電式掃除機など)



トランシーバー



電気シェーバー・
電動歯ブラシ



電話機
(固定・携帯・スマホ)



モバイル
バッテリー



デジカメ



おもちゃ



ハンディファン

② 収集日

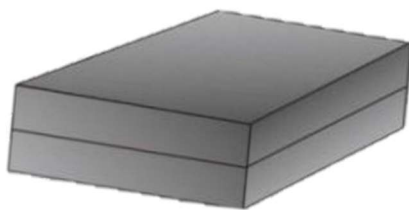
月1回 有害ごみの日

資源物の「有害ごみ」の日に、資源物集積所の「青かご」に蓄電池等のみを直接入れてください。

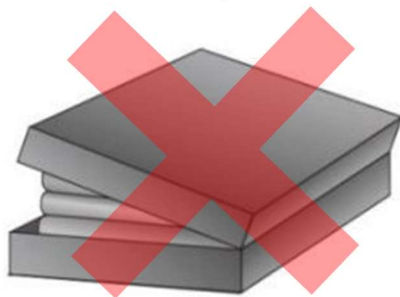


③ 蓄電池等に出せないもの

破損・膨張しているものは、収集日には出さずに、結城市役所に持ってきてください。



正常な状態



膨張により破損した状態



劣化で膨張した蓄電池

5. 制度導入にあたっての周知と啓発

(1) 住民への周知と啓発活動

指定ごみ袋制度導入にあたっては、すべての住民の皆様に対して、丁寧に周知する必要があります。説明会の開催のほか、ホームページや広報等、様々な広告媒体を活用し、広く周知を行っていきます。

また制度導入後に、新たに転入される方や、まだ制度を把握されていない方にも理解をしていただけるよう、継続的に広報活動に努めます。

参考：結城市廃棄物減量等推進審議会の答申

ごみの減量及び資源化等を一層推進するため、市は令和 6 年 10 月、結城市廃棄物減量等推進審議会に「市指定のごみ袋の導入」及び「製品プラスチックの分別収集」について諮問しました。審議会では、3 回の審議を重ね、令和 7 年 3 月 26 日、市に答申書が提出されました。

令和 7 年 3 月 1 9 日

結城市長 小 林 栄 様

結城市廃棄物減量等推進審議会
会 長 軽 部 達 夫

答 申 書

令和 6 年 1 0 月 2 5 日付け結城市諮問 2 号により諮問のあった事項について、下記のとおりに答申する。

記

1 結 論

- (1) 結城市指定ごみ袋は導入すべき
- (2) プラスチック資源循環促進法に伴う対象製品の分別収集は、積極的に実施すべき

2 ごみ減量化を取り巻く状況

現在、地球規模で進行している海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への世界的な関心の高まりを受けて、廃棄物の適正処理、資源の適正利用と循環利用に向けて、より一層の取り組みが課題となっています。

これを受けて、国は、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を施行し、循環型社会の実現に向けて動き出しており、地方自治体においても行動を起こすことが求められています。

結城市では、市民の協力のもと、ごみの適正処理及び 3 R を推進するため、資源物として 1 5 品目の分別収集、有害ごみや小型家電の回収などに取り組んできたところですが、全国調査である一般廃棄物実態調査の結果から一つの指標となる「一般家庭から排出される 1 人 1 日当たりのごみ排出量」によると、茨城県は令和 4 年度において、4 7 都道府県中 4 5 位、結城市は茨城県内 4 4 市町村中 2 8 位となっています。また、指定ごみ袋は県内 3 9 市町村が既に導入し、令和 8 年度には 4 市町が導入を決定しています。さらに一般家庭から排出される「可燃ごみ」や「不燃ごみ」は、分別が十分に徹底されているとはいえない状況があります。

本審議会では、これらの状況を踏まえ、市長から「市民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策」として、諮問を受けた 2 つの事項について審議し、この答申を取りまとめました。

3 審議会の考え方

(1) 結城市指定ごみ袋の導入について

結城市のごみ袋は、透明又は半透明と指定されていますが、レジ袋や白色系袋等の使用も見受けられ、排出時及び収集時において中身の確認が容易にできる状態とは言えず、収集作業上の安全性の確保も困難と言えます。

また、茨城県内の市町村の状況から、結城市指定ごみ袋の導入はもはや必然的といえる状況です。

本審議会では、これらの状況を総合的に判断し、結城市指定ごみ袋を導入すべきとの結論に至りました。しかしながら、昨今の相次ぐ物価上昇が生活に影響を及ぼしている状況を考慮し、結城市指定ごみ袋の導入による市民の負担増が最小限であるよう要望します。また、結城市指定ごみ袋の導入にあたって、次の点にも配慮願います。

- ① 結城市指定ごみ袋の導入は、「可燃ごみ」のみとすること。なお、「不燃ごみ」も、分別可能な資源物や危険な物の混入など、容易に確認できる透明袋に限定すること。
- ② ごみ袋のサイズに関しては、各世帯の構成等によりごみの発生量が異なるため、他の自治体の導入例を参考に、可燃ごみは、20ℓ、30ℓ、45ℓを基本とすること。また、不燃ごみは、10ℓ、20ℓを基本とすること。
- ③ 結城市指定ごみ袋の形状は、「取って付き」が好ましいが、通常のごみ袋と比較し、販売価格が割高になる場合には「取ってなし」も検討するなど、市民の負担増の軽減に努めること。

(2) プラスチック製品の分別収集について

結城市のごみを処理している筑西広域市町村圏事務組合(以下、「筑西広域」という。)環境センターの稼働限界は、今後15年から20年程度と見込まれています。その後は新たな処理施設が必要となり、その建設費用は数百億円にもなると考えられます。このような廃棄物処理施設の建設に国の制度を活用するには、「プラスチック資源循環促進法に対応した分別収集を行っていること」が必要です。また、プラスチック製品の分別収集はごみの減量化や処理施設の延命化にも有効であることなどを考慮し、プラスチック製品の分別収集は実施すべきとの結論に至りました。

なお、筑西広域を構成する結城市、筑西市、桜川市の3市全てが、令和8年度中にプラスチック製品の分別収集の導入を予定しているとのことで、市民の十分な理解と協力が不可欠であることから、市民に対する説明会の実施のほか、市報、ホームページ等を活用し、丁寧に分かりやすい説明をするよう求めます。

市は、本審議会の答申を真摯に受け止め、市民に対し十分な周知を行うとともに持続可能な循環型社会の形成に向け、今後の変化にも柔軟に対応し、必要に応じて既存の取り組みの見直しを行っていくなど、さらなる市の取り組みを期待します。